

# 介護事業所セカンズ争議に連帯と支援を！

## 不当労働行為や残業代未払い等の違法行為の数々

大田区東雪谷にある介護事業所のセカンズにおいても、ブラック企業化は進んでおり、求人票詐欺から始まり、残業代未払い、正社員から非常勤への強要等違法行為が何年にも亘りまかり通っていた。

今年の2月、当該組合員と合意をみていた短時間勤務（4月より、大学へ行くため、週20時間の短時間勤務を、2月23日には合意していた。）を、当組合の3月2日の団体交渉申し入れを契機に一方向的に反故にして、当該組合員に対する嫌がらせ行為に出た。

その後、数回の団交を持つも、いやがらせは続いている。

私たちの税金と保険料で成り立っている企業であるセカンズに対し、残業代の支払いと当該組合員に対する当初通りの合意の履行を迫る闘いを継続している。

介護事業所のブラック事業化は、私達の税金・保険料の私達の資産を食い潰す由々しき事態である。ブラック企業化の労働環境を健全化することは大いに意義のあることである。この闘争に連帯と支援を求めるものである。（以上当該組合員からの呼びかけ）

今年の2月に正規職員のケアマネージャーの一人を非正規に格下げしようとして、労働基準監督署に訴えられた。その結果非正規への格下げを撤回したものの、これまで残業代を払っていないことも発覚し、労基署の指導を受けることになった。

タイムカードの導入を約束したものの、今後の残業代の支払いを減らすために、労働時間を30分延長する就業規則改悪をもくろんだ。

ケアマネージャーの一人Kさんは、同意を求められたが、労働条件の切り下げには応じられないと署名捺印を拒否した。さらに時間給の切り下げを求められたので、ユニオンに加入して、団体交渉を申し入れた。

それに対し、すぐ会社は報復攻撃をしてきた。

大学聴講生としての入学許可が下りた為、社長に4月からの半日勤務を申し入れしていた。社長からは即日「頑張ってください」とのメールを送られ、仕事も減らし、他のケアマネージャーに割り振りし、割り振りできない仕事は他の会社に引き継ぐ準備作業をはじめていた。安心して、授業料を前納した矢先に、一旦合意したものを一方向的に反故にした。署名捺印を拒否したとたん、勤務時間の変更は認められないと報復してきたのです。

# 京浜ユニオニス

2017年  
5月1日  
NO.258

〒144-0051

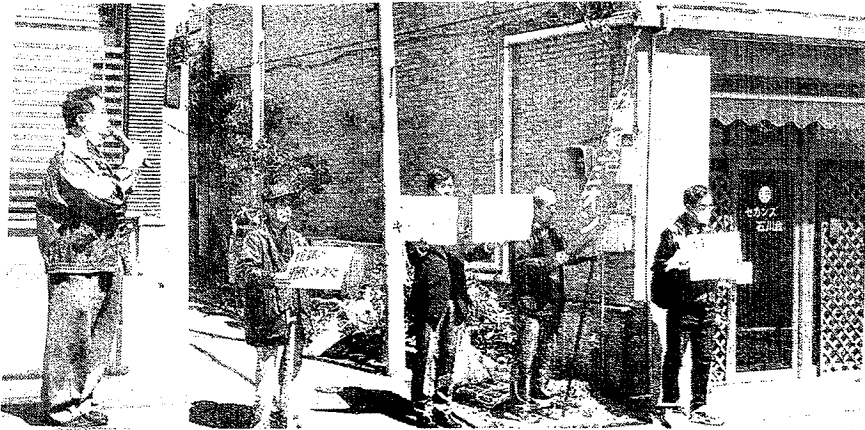
東京都大田区西蒲田4-32-9  
労働組合・京浜ユニオン  
TEL 050-3410-6240  
FAX 電話と同じ  
振込口座 中央労働金庫蒲田支店  
86559977 京浜ユニオン

ユニオンとして3度の団体交渉を行いました、短時間勤務を認めません。そのため、4月12日には初めてセカンズ社前での抗議行動を行いました。

4月19日に「頑なに勤務時間の変更を拒み、争議の道を選ぶなら、私たちは、労働組合に認められている団体行動権を行使して、連続行動をする。」との通告文と団体交渉の申し入れを行いました。

4月28日の団体交渉では、会社はブラック士業の社会保険労務士。弁護士を使って、組合員に「懲戒処分をする」と高飛車な態度を取ってきました。そして、今年の11月で65歳の定年だということ強調してきた。

たしかに、就業規則には「65歳で自然退職。ただし、業務上必要・・・新たに採用することがある。」とかいており、職安の募集では「定年制なし」と書いてある。現に70歳まで働いた人がおり、新たな職安詐欺だ。



## 5月のスケジュール

5月 7日 (日)	争議対策	午後 3:00	西蒲田
5月11日 (木)	例会	午後 6:30	西蒲田
5月22日 (月)	昼ビラ	午後12:00	蒲田東
5月25日 (木)	午前 11:30	東日興運裁判 横浜地裁川崎支部	3階8号法廷
	運営委員	午後 6:30	西蒲田
5月28日 (日)	機関紙	午後 1:00	西蒲田
5月29日 (月)	機関紙	午後 1:00	東糀谷

# 3・31 韓国サンケン労組支援集会報告

3月31日夜、大田区消費者生活センター第6集会室でユニオン主催の「韓国サンケン労組支援集会」が開かれた。19人が参加した。

まず、元委員長で日本遠征団の責任者であるキム・ウニョンさんが、争議の経緯について報告し、今後の見通しについて語った。また、朴槿恵政権を退陣させた「ローソク革命」についても述べた。

韓国サンケンは、埼玉県に本社のあるサンケン電気株式会社が100%出資して1974年に韓国南部の馬山自由貿易地域にできた。そこで働く34人の労働者(労組員33人、非労組員1人)が経営難を理由に昨年9月、全員解雇された。解雇四要件も満たさず、労働協約にも違反する不当なものだ。

3か月後には韓国の地方労働委員会が「解雇は不当」との判決を出した。会社は再審理の申し立てを中央労働委員会に行った。

会社は、生産部門を廃止して外注化し、営業専門会社に転換する、という方針を出している。しかし、解雇強行後も本社工場は管理職によって稼働し、生産・出荷が続いている。被解雇者の働く余地は十分にあるのだ。

スライドを見ながら、ローソク革命の説明も聞いた。最高で200万人が立ち上がり、集会とデモだけで腐敗した政権を倒したのだ。それだけでびっくりだ。

最後に、会場でカンパを集め、当該3人に手渡した。集会後、近くの飲み屋で二次会を開き、交流を深めた。



## その後の動き

4月11日に中労委は和解を勧告。しかし会社側は解雇慰労金による懐柔策に打って出た。最初は18か月分を提示したが、次第に増え、最後は60か月にまで膨れ上がった。結局、18人が慰労金を受け取って退職。しかし、慰労金の受け取りを拒否し、現職復帰を求める16人が今も闘いを続けている。

4月27日、中央労働委員会は地労委と同様に「解雇は不当」と判定した。

## 4. 14 南部権利春闘集会

集会では韓国から来日したサンケン電気労組が支援を訴えた。「解雇されてから、180日が経過した。壁を乗り越えて必ず職場に復帰します。」と決意を語った。

JAL争議団の仲間は「内部留保は1兆円。3000億円を使って、自社株を買っている。」との報告があった。そんなお金があるのなら、165人を職場にもどせる。

フジビ争議団は連続して座り込み闘争を闘う決意を訴え重ねて支援を訴えた。

続いて、「ウソとペテンの働き方改革」と題して、労働弁護団の竹村和也弁護士から、安倍政権の働き方改革のうさんくさい内容が分かりやすく報告された。

講演後、デイベンロイ労組から中労委で和解したこと。井桁組合員の職場復帰が和解条件で実現しそうだということが報告された。(5月4日から復職)。残業裁判は証人尋問が6月19日午前10時～午後5時に予定されており、傍聴支援の要請があった。

郵政ユニオンからは、ストライキの報告と20条裁判闘争への支援要請があった。





# かわら版

## Union

2017年5月1日

### 今月のユニオン行動日程

- 5月12日(金) 共謀罪NO! 国会前行動  
12:00~13:00 昼集会  
13:00~17:00 座り込み行動  
18:30~19:30 夜集会  
場所 いづれも衆議院第2議員会館前
- 5月16日(火) 昼集会、座り込み行動は同時刻、同場所  
18:30~19:30 夜集会  
場所 日比谷野外音楽堂
- 5月17日(水) 昼集会、座り込み行動、夜集会共12日と同じ
- 5月18日(木) “憲法を考える”連続映画会 「命の森高江」  
18:45~ 大田区民ホールアブリコ小ホール
- 5月20日(土) 大田1000人委員会 駅宣 「共謀罪」  
13:00~14:00 蒲田駅東口
- 5月25日(木) “憲法を考える”連続映画会  
「アフガンによみがえる緑の大地」  
18:45~ 大田区民ホールアブリコ小ホール
- 5月27日(土) JAL不当解雇撤回 羽田空港宣伝行動  
13:00~14:00  
場所 羽田第一ターミナルビル外側の通路
- 5月29日(月) JAL不当解雇撤回 全国一斉宣伝行動  
18:00~19:00  
場所 品川駅港南口

# 東日興運裁判の傍聴支援を！

5月25日（木曜日） 午前11：30～横浜地裁川崎支部  
3階8号法廷

## 家族からの訴え

主人が勤務中に全く見ず知らずの第三者による、傷害事件の被害者になってしまったのにも関わらず、東日興運社は、主人が挑発して事件を誘発したのだらう、労災が適用されるはずがない、などの勝手な憶測から労災の手続きをせず、むしろ労災隠しを目論んでいました。

労災認定された直後、古田島社長の奥様は退職勧奨の電話を一方的にかけてきてきました。簡単に言えば、会社を辞めて欲しいとの事を言われ、主人は落ち込みました。主人は傷つき、怪我もまだ完治していないのに更に、鬱を患い心療内科に通う日々が続きました。

在籍しているからには休業補償が得られるはずですが、勿論、支払われるはずもなく、それなのに我が家には社会保険代の約4万円の請求が毎月あります。

最後に・・・古田島社長奥様は主人にこう言いました。「何でうちが損してそっちが得するのよ！」と。損得の問題でしょうか？

## 本人からの訴え

社員が業務中にけがをしたら、労務災害申請をするのが普通の会社、経営者でしょう。ところが、古田島社長一族は労災申請に協力しないどころか、「労災になるはずがない。労災にさせたくない。」と言って放置したのです。会社には、雇用契約をしている社会保険労務士がいるにかかわらずです。

事件から半年後に労災認定された直後、社長夫人から電話がありました。

そして開口一番、「あなた！どうするおつもり？帰って来られても困るんです！仕事が無い んです！もし、どうしても復職したいのなら、掃除やごみ拾い程度なら ありますけど！」

というひどい内容。業務中の事件に巻き込まれるまで、一生懸命まじめに働いてきた社員に対する、ひとかけらの感謝も感じられない発言です。

(以前のピラより抜粋)

# 中央学院大学に対する小林勝さんの裁判闘争を 支援する会」の結成集会に参加して

—「コマ切れパート」と正規との不平等是正をめざす  
『労働契約法20条』裁判に勝利しよう—

小林勝さんは、中央学院大学に20数年間、非常勤講師として勤務し、専任教員の義務的コマ数である5コマを超えて、週6コマから8コマを担当してきました。

それにもかかわらず、月額給与は16万円、年収は190万円程度で、大学の初任給にも及びません。社会保険、賞与、退職金などもないのです。

中央学院大学が正規教員69人に支払う人件費は約8億7,000万円（2014年度）で、授業の約4割を非常勤講師116人が担当して、総人件費はたったの1億2000万円で、授業1単位当たりに換算すると、賃金格差は5～6倍にもなります。

小林さんは労働組合を作り、学校法人中央学院理事会と団体交渉を重ね、本人の専任教員化を求めると同時に、雇用形態の違い、1年ごとに更新される有期雇用であることを理由に不合理な賃金・労働条件を強いることは、「労働契約法20条」が禁じていることを根拠に、大幅な処遇の改善、「均衡待遇・均等待遇」を要求してきましたが、中央学院大学は非常勤講師の給与は、専任教員のそれと比較して「均衡がとれている」と、うそぶきました。

団体交渉で一定の回答はあったものの、誠意ある回答が行われる可能性はないと判断し、「労働契約法20条」違反を理由に学校法人中央学院理事会を提訴するに至りました。

弁護団を代表して加藤弁護士から、労契法20条裁判の意義等についての話がありました。

まず、「いくらなんでも、こんな差別はあるまい！憲法14条につながる労契法20条だが、不平等是正という法の趣旨から裁判所が変質してきている。それは長澤運輸事件やメトロコマースの裁判でみられる差別容認の動きだ。一生働け！子どもも成人し賃金が下がっても当たり前！というのは、社会通念上許されない考えだ。」

次に、「小林さんの裁判闘争は、労契法20条で闘うには困難な条件もある。2つの領域で闘わざるをえない。憲法23条学問の自由、大学の自治という問題がある。文科省がやってきた大学の自治のいいかげんさでも闘うことになる。そもそも中央学院大学は真理の探究とは無縁な、専門科目を専門以外の人にやらせているスポーツ学校（箱根駅伝！）だ。」

最後に、「労契法は損害賠償のみだ。裁判だけで解決させてはならない。」と、労働運動の力を示す闘いの必要性を強調していました。

その後、全労協、郵政ユニオン、長澤運輸、メトロコマース、各専労協（千代田学園）、JAL 争議団、ユニオンネットお互いさま、千葉高教組から連帯の挨拶があり、団結頑張ろう！で闘争勝利に向けて全力を尽くす意思統一を行いました。（報告…伊藤）

---

## 4月9日（日） お花見は雨

デイベンロイ労組・京浜ユニオン共催の恒例の花見は今年も雨。西蒲田のユニオン事務所で交流会をしました。終わりに近くの呑川の桜並木を散策しました。10数名の参加者があり、楽しいひとときをすごしました。





# 共謀罪に反対しよう！国会へ街頭へ

政府は3月21日、「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案を閣議決定した。4月6日には衆議院で審議入りし6月18日の会期末までに何が何でも成立させようとしている。自民・公明と維新の会は修正協議に入った。

一方3月の共同通信世論調査では共謀罪反対が45%。賛成が33%。1月の賛成42%反対40.7%を逆転した。

凶暴罪とは・・・話し合い合意するだけで罰せられることだ。例えば「盗みを働こうと企む2人組。しかし良心が働いて、悪いことだから止めようと断念する。」場合でも、下見をした段階で処罰される。何も盗んではいないのに・・・。」

計画だけでは起訴できなくても、逮捕や家宅搜索といった強制捜査は可能となる。対象犯罪も広範で、市民を委縮させるには十分。

277の対象犯罪には通貨公文書の偽造、労働基準法、文化財保護法、会社法など、テロ対策の必要性や関連が明確でないものが含まれている。消費税法や背任などの一般市民が対象となる余地が排除できない罪もある。極め付きは山でキノコ狩りしても共謀罪が適用されるといふとんでもない内容である。

無資格スポーツ振興投票・特許権の侵害・児童淫行・株式の超過発行・・・ようはほぼすべての犯罪に凶暴罪を新設するのが目的。

法律ができれば真っ先に沖縄が被害に遭いかねず、基地への抗議運動の取り締まりに使われる懸念が強い。反対住民を弾圧するのにこれほど便利なものはない。

例えば、基地建設による自然破壊を防ぐため、工事車両を止めようと座りこみを決めれば、組織的威力業務妨害を目的とする組織的犯罪集団。労組が「社長の譲歩が得られるまで、徹夜も辞さない」と決めれば、組織的強要を目的とする集団と認定されかねない。

結局、どの団体も犯罪集団と見なされる恐れはあるということだ。市民は対象外という政府の言葉を額面通りには受け取れない。

金田法相は2月2日の衆院予算委員会で、捜査で電話やメールなどを盗聴できる通信傍受法を使う可能性を認めた。実行より前の「罪を犯しそうだ」という段階から傍受が行われ、犯罪と無関係の通信の盗聴が拡大する恐れがある。

捜査機関に際限のないフリーハンドが与えられ、監視社会が現実化する恐れがある。

犯罪でない行為を犯罪化する「準備行為」などは従来の刑法の常識では考えられなかった代物です。

例えば、米軍の武器について、ネットで調べただけで、武器調達の準備行為と認定されることだってありえる。

ある場所に花見に行くことが、犯行現場の下見とされかねない。花見と花見の下見は外見上区別できず、まさに内心の違い。思想信条の自由を保障する憲法上の疑義がある。(高山加奈子教授)

テロリストを生む差別や迫害といった問題に取り組まずに、テロ対策なんてありえない。

共謀罪のある米国や参加罪のあるフランスでテロが起きている。格差対策など、テロの原因をなくす社会づくりが大事で、罪を作れば解決するわけではない。

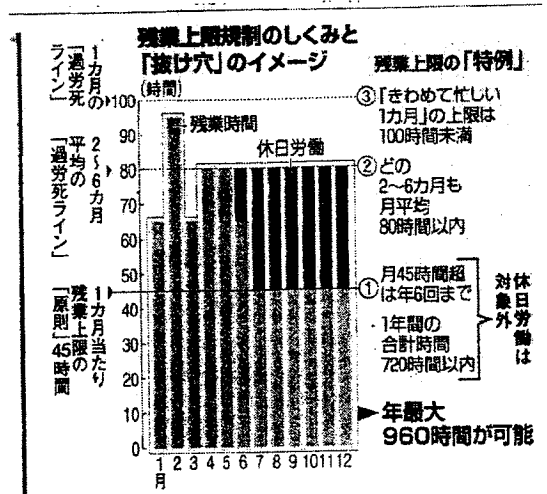
共謀罪はわが国の刑事法体系の基本原則を変えることです。そしてその先には共謀罪全体を盗聴操作（通信傍受）の対象としていく計画が隠されているのです。

テロに名をかりた、内面を処罰する法律です。政府批判勢力抑圧を目的にした法律です。戦前の悪法である治安維持法（共産党から宗教団体・市民団体まで勝手に、容疑をでっち上げて逮捕・投獄・獄死させた。）を忘れるな！

**新聞を読んでまとめてみました。廃案へ全力を！**

# 年 960 時間残業しろって？ 死んじゃうよ！

労働基準法によれば、労働時間は週 40 時間、1 日 8 時間が上限だ。しかし、労使協定(36 協定)を結べば、この上限を超えて働かせることができる。厚労省の定める過労死ラインは 1 か月 80 時間、1 日 4 時間の時間が労働だ。が、日本政府・経団連・連合が働き方改革実現会議でまとめた規制は残業上限を実質年間 960 時間すなわち 1 か月 80 時間を可能とする。電通での過労死が昨年社会



問題になったが、働き過ぎを食い止めるのではなく、死ぬかもしれない働き方を法的に認める内容だ。恐ろしい。朝日新聞3月18日付の記事(右上のグラフの出所もこれ)をまとめると以下ようになる。

- ① 残業時間の上限を原則として「月 45 時間、年 360 時間」とするが、
- ② 繁忙期等の特例として年 720 時間(月 60 時間)までよし。
- ③ 年に 6 カ月は「月 45 時間」を超えてよし。
- ④ 特に忙しい時期は 2~6 カ月の平均で月 80 時間までよし。
- ⑤ きわめて忙しい 1 カ月は 100 時間未満でよし。
- ⑥ 「月 45 時間」「年 720 時間」とは別に休日労働してよし。

その結果、月 80 時間、年 960 時間が実質上の上限になる。過労死ラインの労働にゴーサインというわけだ。

今、すさまじい量の残業が強制されている労働現場が少なくない。そうした悪徳企業に合法のお墨付けを与えるとともに、サービス残業拡大をもくろむ経営陣の背中を押すことになること必定だ。

150 年ほど前にカール爺さんが書いた 19 世紀イギリス労働者の惨状を思い出さずにはいられない。明治維新以降の「女工哀史」的状況の復活だ。体中の毛穴という毛穴から血を吹き出しながら進むのが資本主義だとカール爺さんは指弾した。その本質が、赤裸々に露わになっている。

晋三がうそぶく使い古しの美辞麗句に騙されてはならない。奴は、お国(= 実は資本家集団)のために死ぬまで働け」と言っているのだ。

生きていくために、立ち上がり、闘おう。

## 労働と貧困 2017 年 3 月 (出典は朝日新聞・東京新聞)

3 日 「解雇の金銭解決制度」を議論する厚労省の検討会が開かれ、被解雇者が解決金の支払いを会社に求める権利を設ける案が提示された。

昨年 6 月死亡した富山県のパナソニック工場の 40 代の男性社員が長時間労働による過労死と労基署から今年 2 月に労災認定されたことが判明。

7 日 キャンプ座間の消防隊の日本人従業員の男性が正当な理由抜きに無期限出勤停止を命じられ精神「病」者となり昨年末労災認定されたことが判明。

7 日 地方公務員法と地方自治法の改正案を政府が閣議決定。非正規公務員の採用根拠を明確にし、期末手当を支払うことを明記。今国会に提出。

9 日 厚労省の 1 月の毎月勤労統計調査 (速報) によると一人あたり平均の現金給与総額 (パートを含む) は前年同月比 0.5% 増の 27 万 274 円。

11 日 ヤマト運輸の横浜市内の支店が男性運転手への違法な長時間労働に関し昨年 12 月に横浜北労基署から労基法違反で是正勧告を受けていた。

14 日 春闘の相場に影響力を持つトヨタ自動車の労使交渉は月 1300 円のベースアップで事実上妥結。昨年は 1500 円。

16 日 オリエンタルランドの労働組合は 4 月から、運営する東京ディズニーランドで働くアルバイトら非正規従業員約 1 万 9 千人を組合員にする。

18 日 「残業時間の上限規制」で休日に出勤して働く時間が上限の範囲外。「休日労働」の時間を合わせれば年に 960 時間まで働かせられる制度設計。

17 日 政府の働き方改革実現会議が「働き方改革実行計画」の骨子案提示。

法務省によると在留外国人は昨年末 238 万 2822 人。一昨年末比 6.7% 増 15 万 633 人。2 年連続過去最多。「技能実習」18.7% 増 22 万 8588 人。

31 日 総務省によると 2 月の完全失業率 (季節調整値) は前月より 0.2 ポイント低い 2.8%。1994 年 12 月以来 22 年 2 か月ぶりの 2% 台。失業者は前月比 8 万人 (4.0%) 減の 190 万人。厚労省によると 2 月の有効求人倍率 (季節調整値) は前月から横ばいの 1.43 倍で 91 年 7 月以来の高水準。